

豊中市民生・児童委員協議会連合会 企画部会規程

(設 置)

第1条 豊中市民生・児童委員協議会連合会（以下「連合会」という。）会則の第14条の規定に基づき、連合会に企画部会（以下「部会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 部会は、各地区民生・児童委員協議会（以下「民児協」という。）より選出された1民児協につき2名（副会長1名、地区委員長1名）、合計8名の部会員をもって構成する。

(目 的)

第3条 部会は、連合会を主体とする組織的協調活動のもとにあつて、民生・児童委員活動における課題に対する方針の策定ならびに連合会事業に関する基本方針の企画・立案を目的とする。

(任 期)

第4条 部会員の任期の起算日は12月1日とし、任期は3年とする。ただし、補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第5条 部会に次の役員をおく。

部会長	1名
副部会長	1名
会計	1名
書記	1名

(役員を選出)

第6条 部会長・副部会長・会計・書記は、部会の部会員の互選により選出する。

(その他運営事項)

- 第7条
- 1 部会長は部会を代表し、会務を総括し、会議の議長となる。
 - 2 部会長に支障があるときは、副部会長がその職務を代行する。
 - 3 会議には、必要に応じて、各民児協会長、各担当部会長又は連絡会代表の出席をもとめることができる。
 - 4 その他本規程に定めのない事項については、理事会にはかりこれを定める。

付 則 この規程は、平成20年4月25日から施行する。